

二級河川では県内初！

ひらとながやがわ 平戸永谷川を横浜市が管理

～ 二級河川平戸永谷川の神奈川県からの権限委譲 ～

国・県の補助事業である都市基盤河川改修事業が終了した二級河川平戸永谷川について、神奈川県から河川管理権限の委譲を受けることになりました。本日、神奈川県公報に平成23年4月1日より横浜市が管理する旨告示されました。

1 平戸永谷川の概要

- (1) 水系
二級河川（県知事管理河川）境川（柏尾川）水系
- (2) 河川延長
4,920m（起点：馬洗橋上流端（港南区上永谷） 終点：柏尾川合流点（戸塚区柏尾町）
- (3) 都市基盤河川改修事業
昭和45年度～平成19年度
- (4) 改修規模
50mm/h
- (5) 流域面積
15.2 km²

2 権限委譲のメリット

- (1) 公共下水道と合わせた総合的な浸水対策が図れます。
- (2) 市民参加による川づくりや水辺愛護会活動などがより一層充実されます。
- (3) 河川に対する市民の要望や申請に対し、柔軟かつ迅速に対応することができます。

〈参考〉権限委譲とは？

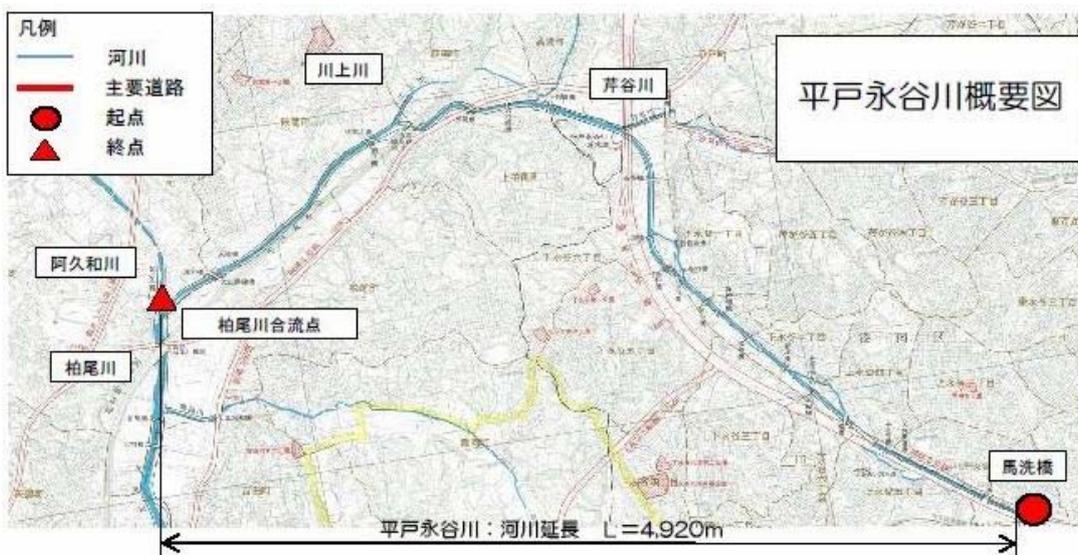
河川法では原則

- ・ 一級河川：国管理
- ・ 二級河川：都道府県管理
- ・ 準用河川：市町村管理



- ・ 地方分権推進
- ・ 二重行政の解消の観点から、平成12年に河川法が改正され指定都市の長が都道府県と協議の上、一級・二級河川の管理ができるようになりました。（一級河川については、平成15年に砂田川・梅田川、平成16年に鳥山川が権限委譲により本市管理になっています）

【裏面あり】



港南区下永谷二丁目「松神橋」から上流を望む風景

【参考】河川法（昭和39年7月10日法律第167号、抜粋）

（一級河川の管理）

第9条（第1項及び第2項 省略）

3 国土交通大臣は、指定区間を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

（二級河川の管理）

第10条 二級河川の管理は、当該河川の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行なう。

2 二級河川のうち指定都市の区域内に存する部分であつて、当該部分の存する都道府県を統括する都道府県知事が当該指定都市の長が管理することが適当であると認めて指定する区間の管理は、前項の規定にかかわらず、当該指定都市の長が行う。

3 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定に基づく都道府県知事による区間の指定について準用する。この場合において、同条第3項中「関係都道府県知事の意見をきかなければ」とあるのは、「当該区間の存する指定都市の長の同意を得なければ」と読み替えるものとする。

お問い合わせ先

道路局河川管理課 河川管理課長 池谷 充隆 Tel 045-671-2819